

日金協(業)令 01-132 号

令和 2 年 3 月 11 日

各 位

日本貸金業協会
業務企画部

金融庁から、いわゆる「給料ファクタリング」が貸金業に該当するとの考えが示されました
(お知らせ)

金融庁は、3 月 5 日、同庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に基づく照会者からの照会に対し、いわゆる「給料ファクタリング」が貸金業に該当するとの回答を行いました。照会文書と回答文書は同月 6 日に金融庁ウェブサイトで公表されています。

照会者は「業として、個人(労働者)が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うことは、貸金業法第 2 条第1項に定める「貸金業」に該当するかどうか」を論点として照会し、これに対し同庁は、金融庁監督局総務課金融会社室長名の回答文書において、「照会に係るスキーム(個人(労働者)が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと。)においては、いかなる場合であっても貸金債権の譲受人が自ら使用者に対してその支払を求めることはできず、貸金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることとなると考えられる。そのため、照会に係るスキームにおいては、貸金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、貸金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け(金銭の交付と返還の約束が行われているもの。)と同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第2条第1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当すると考えられる。したがって、照会に係るスキームを業として行うものは、同項の「貸金業」に該当すると考えられる」と回答しました。

貸金業登録を受けることなく、いわゆる「給料ファクタリング」を業として営む者は、無登録営業として処罰されることになります。

金融庁ウェブサイト

(1) 照会文書 <https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02a.pdf>

(2) 回答文書 <https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>

以上